

# 有意義な国際交流の実現のために ～日中共同研究事業を振り返って～

東京大学法学政治学研究科教授  
田村 善之 (Tamura Yoshiyuki)

〈要約〉日中共同研究事業は、中日の第一線の研究者が集ったところに、知財の実務的な知見を投入した上で、段階的に共同研究を遂行するフォーマットが構築されており、共同研究の実を挙げることに成功している。そのような中で、2020年度から毎年度、参加している筆者は、共同研究のテーマに係る日本の法制度上の課題と対応策とその評価という立法論をも視野に入れた研究をなすことを心掛けている。

## I 序

特許庁からの委託事業として知的財産研究所が実施する日中共同研究事業に私が初めて関与したのは、2018年6月に深圳で開催された会議に、共同研究者としてではなく、単発的にゲストスピーカーとして、「日本におけるビッグ・データの保護の動向～平成30年不正競争防止法改正の概要～」と題する講演を受け持ったのが最初である。その際、時間の許す限りで、小一時間ほど、共同研究も傍聴させていただいた。その後、2020年度に初めて共同研究者として本事業に参画し、以来、直近の2025年度に至るまで継続的に共同研究者を務めさせていただいている。

本事業は、共同研究者はもとより、広く中日の知的財産法研究にその波及効果を及ぼしていると推察されるが、残念ながら筆者は中国の知的財産法学に精通しているわけではなく、また、日本側の共同研究者や他の知的財産法研究者の研究を評価するものもおこがましい企てである。そこで、本稿では、筆者から見た本事業の特色を特定し、そのような本事業がとりわけ筆者に与えた影響を記し、それにより、

他の共同研究者や一般に与えた影響は推して知るべしということにしたい。あわせて、本事業で有意義な成果を得るために研究者としての参加者である筆者が心掛けていることを明らかにしておこうと思う。この種の国際的な企画に関与する方々にとってなんらかの参考になるところがあれば幸いである。

## II 本事業の特色

### 1 共同研究者の構成

本事業に関して何より第一に特筆すべきは共同研究者の構成である。

子細は、長年にわたって知的財産研究所にあって本事業を支えてきた井手李咲先生による紹介<sup>1</sup>に譲るが、中国側は、中国知的財産法学の泰斗である中南財經政法大学の呉漢東先生を筆頭に錚々たる面々が並ぶ。他方、日本側は、比較的、固定メンバーで構成される中国側に比すると相当の入れ代わりがあるが、それぞれのテーマにふさわしい第一線の研究者が選ばれる。

特筆すべきは、社会科学院の張鵬先生と知識産権発展研究センターの顧昕先生の二人が中国側のほぼ

田村 善之 (Tamura Yoshiyuki) 東京大学法学政治学研究科教授

1987年東京大学法学部卒業、東京大学助手。1990年北海道大学助教授、1999年北海道大学教授、2019年から東京大学法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授。

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会、同意匠制度小委員会の委員長、特許制度小委員会、不正競争防止法小委員会、文化審議会著作権分科会の委員などを務めている。

著書は『知的財産法（第5版）』（有斐閣）、『知財の理論』（有斐閣）など多数。

1 井手李咲「日中における知財領域の学術研究交流の懸け橋－日中共同研究事業を振り返って」IPジャーナル36号（2026年）24～32頁

常設のメンバーとして加わっていることである。この若い（といっても相対的であり、もはや中堅どころであるが）世代の研究者の参画がなぜ特筆すべきなのかというと、この二人が日本に留学経験のある中国の知的財産法研究者の第一世代であり中国法のみならず日本法にも精通しているからである。実は、二人の留学先は、北海道大学法学研究科であり、当時、同研究科に在籍していた筆者が指導教員であった。そのため、二人は、筆者が標榜する「知的財産法政策学」なる方法論<sup>2</sup>にも詳しく、そのことが共同研究におけるコミュニケーションをよりスムーズなものとしている。

かくして、共同研究におけるそれぞれの国の法の状況に関する洞察に基づいたものとなり、それに張先生、顧先生の中日比較法研究が介在することで、知的交流の深みが増すことになる。

## 2 フォーマット

さらに、本事業の特色の第二は、共同研究を効率的に進めるフォーマットが確立していることである。

本事業がスタートしたのは2013年度であるところ、私が共同研究者となったのは2020年度からであるが、少なくとも私が参画してから以降は、毎年度、共同研究は安定したフォーマットにのっとりて進行する。それは、全体会議を時期的に離れた3回に分けて開催し、それぞれの回を明確な目的を持った形式として共同研究の実を挙げつつ、その間に適切な間隔を設けることで、プレゼンテーションや報告原稿の完成を促進するというものである。

具体的には、年度内第1回目の会合は通例、7月頃に午前・午後をわたり1日開催で行われる。ここでは、各共同研究者に15分程度の報告が割り当てられ、その後5分程度の質疑応答がなされる。15分と聞くと、かなり短いように感じられるかもしれない。確かにこのような厳しい時間管理は、報告者

の数に応じた、その意味で物理的な制約に基づくものであることは否めないが、逆に15分であるからこそ、細かな点にこだわらず、ポイントをつかんだプレゼンテーションが促されていると感じている。この会合で、お互いの研究内容を把握し、その結果、先方の関心事に合わせて当方の研究内容についてその重点を若干移動したり、時として大胆にテーマを変更するなどの調整がなされたりすることもある。

年度内第2回の会合は、通例、11月頃に2日掛かりで行われる。初日の午前は企業訪問に充てられ、日本の知財の現場に接する。午後は、業界人から、共同研究のテーマに関して、あるいは場合によっては、それ以外の事項を含めて、中日の知財制度に関して課題と感じていることのプレゼンテーションが行われる。総じて、この1日は、悪しき意味での象牙の塔にこもりがちな筆者にとって、実務的な知見に触れる貴重な機会となっている。

そして、第2回の会合の2日目は、共同研究テーマについて、当該テーマに詳しい実務家（主に弁護士であり、元裁判官を含む）からプレゼンテーションが行われた後、個別テーマごとに共同研究員間で意見交換がなされる。実は、筆者にとっては、この日が最も思考が進む時間であり、自分がプレゼンテーションをしない分、ゆったりと他人の話に耳を傾けながら、テーマについてしばし思索を巡らすのである。

年度内第3回、つまり最後の会合は、通例、1月にやはり2日掛かりで行われる。ここでは、各共同研究者が35分程度、研究成果を報告し、それに対して15分ほど質疑応答がなされる。この段階になると、研究テーマに対する筆者のアプローチは確定しているが、しかし、細部を詰めていないところが残っている場合もなくはない。そして、この2日間の行事が終了すると、1月下旬頃に設定された締切りに合わせて、報告書の執筆作業へと移行すること

2 簡単にいえば、市場と法の役割分担、法的判断主体間の役割分担、自由の確保の3つの観点から解釈論のみならず立法論をも考察し、そこに法学のみならず、経済学、政治学、哲学等々の知見を投入する法制度設計論である。参照、田村善之「知的財産法政策学の旅」『知的財産法政策学の旅』（田村善之選暦記念論文集、2023年、弘文堂）564～595頁、同『知財の理論』（2019年、有斐閣）、同「蜘蛛の糸」『知財の哲学』『知財の理論』からみた『知財の正義』田村善之＝山根崇邦編『知財のフロンティア1』（2021年、勁草書房）3～32頁、同「著作権法学の課題」著作権研究51号掲載予定、田村善之＝山本真祐子『ベーシック法学研究』（近刊、弘文堂）、鈴木惇心「田村善之『知的財産法政策学』のエッセンスについて」知的財産法政策学研究70号（2025年）1～11頁

になる。

### 3 効果

以上のように、中日の一線級の共同研究者に加えて、実務の知見が投入された上、3つのステップがちょうどよい時間的間隔を持って用意されているために、1つのテーマについて区切りを持って、研究を遂行することができる。しかも、各回ごとにプレゼンテーションの資料の締切りが設けられており、最終的な報告書の締切りに至るまで、半ば強制的に論文を仕上げることになる。こうした、他者の知見に接した上で、区切りを持った研究をなす機会というものはおいそれとあるものではなく、筆者にとってはこの上ない研鑽の場となっている。

その成果は毎年の中日共同研究事業報告書<sup>3</sup>に反映されているが、中でも、2020年度の「第2章 知的財産権の損害賠償制度に関する研究」<sup>4</sup>、2021年度の「ソフトウェア関連技術の特許保護に関する比較研究」<sup>5</sup>は、筆者にとって大きな飛躍を感得できる成果であった。前者は、特許法102条各項間の役割分担というアプローチの下で個別論点に至る整合的な解釈論を構築することにより予測可能な算定基準の定立を試みるものであり、後者は特許発明適格性に期待される様々な役割を特定するとともに、それら全ての役割を相応に果たしつつ、相応に明確な基準としてmachine or transformation testを日本法向けに再構成しようとしたものである。いずれも、その後も研究を続けた結果、更新版を論文として発表することができた<sup>6</sup>。

### Ⅲ 国際交流に際して心掛けるべきこと

最後に、本事業に関与するに際して筆者が心掛けていることを記して、本稿の結びとしたい。

第一に、本事業の報告書は、中日双方にとって、

翻訳を通じて互いの国の法制度に関する一次資料としても貴重である。従って、そこでは、よく日本法を熟知している日本の研究者向けの論文のように、第一の課題に関する議論に特化するのではなく、その前提として、日本の制度に対する一般的な解説をなしておくことが望まれる。

第二に、その上でということになるが、この種の国際交流にあっては、条文の文言の巧拙に起因する解釈論争など、日本特有の事情に左右された論争は、他国の法制度の研究に役立つことの方が多い。とりわけ、中国は制度改正が盛んであり、中国側の共同研究者は、中国政府に依頼されて改訂提案をなすなど、中国の制度改革に取り組んでいる者が多い。そのような参加者にとって、日本の共同研究に期待するのは、具体的な課題とそれに対する日本の法制度の対応策とその評価という立法論をも視野に入れることができる議論であろう。そのようなニーズに応えるためには、こちらも日本の制度について、どのような課題がかつて存在し、それに対してどのような制度対応の選択肢があり、その中で現行の法制度はいかなる手段を採用したのか、そして現在、それに対してどのような課題があることが指摘されているのか（あるいはされていないのか）、さらなる対応としていかなる議論があるのか（あるいはないのか）というメタレベルでの探究が必要となってくる。

### Ⅳ 結びに代えて

最後になったが、これら全ての行事を通じて、知的財産研究所のロジスティクスなどのバックアップがあり、加えて、プレゼンテーションや原稿などの通訳により、スムーズな国際交流が図られている。そのことに感謝して本稿の結びとしたい。

3 [https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu\\_houkoku/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/index.html)

4 [https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu\\_houkoku/document/2020/r2\\_houkoku2.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2020/r2_houkoku2.pdf)

5 [https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu\\_houkoku/document/2021/r3\\_houkoku3.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2021/r3_houkoku3.pdf)

6 田村善之「特許法102条各項の役割分担論と損害論定立の試み－続・知的財産権と損害賠償－」知的財産法政策学研究60号（2021年）1～50頁〔同『知的財産権と損害賠償』（第3版、2023年、弘文堂）386～434頁、同「特許適格性要件の機能と意義に関する一考察（1）」知的財産法政策学研究64号（2022年）39～71頁、同「特許適格性要件の機能と意義に関する一考察（2）」知的財産法政策学研究65号（2022年）107～129頁、同「特許適格性要件の機能と意義に関する一考察」同編『知財とパブリック・ドメイン第1巻：特許法篇』（2023年、勁草書房）57～104頁